

## 裁決書

• • • • •

審查請求人    
審查請求代理人  

## 处分 庁 ●●●福祉事務所長

審査請求代理人が令和4年2月8日付けで提起した処分庁が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護廃止決定処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

## 事案の概要

う依頼した。

- 7 代理人は、審査請求人から委任を受け、令和4年2月8日付けで本件処分の取消を求めて高知県知事に対し審査請求を提起した。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（代理人）の主張

代理人は、本件処分の取消を求め、その理由としておおむね次のように主張した。

- (1) 処分庁は、審査請求人の居住地が消滅したことの確認を踏まえ、法第19条第1項に規定されている生活保護の実施責任がなくなったことを廃止の根拠にしている。しかし、同条同項では福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者だけでなく、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対しても保護の決定、実施義務が課せられている。すなわち、居住地だけではなく、現在地の要保護者に対しても保護の実施責任があるにもかかわらず、その責務が果たされていない。実際、保護の廃止決定処分が行われた時点は、審査請求人は●●●であり、現在地は●●●であった。
- (2) ●●●中は、最低限度以上の生活が保障されているとしても、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第10の12）答2－（2）によれば、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされていることから、せいぜい保護の停止処分の継続しか正当化されない。とくに、処分庁は、審査請求人が●●●以前の時点で廃止処分を行っており、審査請求人が●●●での長期的な生活を余儀なくされ、6か月を超える保護を要しない状態が継続すると認められていないにもかかわらず廃止処分を行っている。
- (3) 処分庁は、「生活保護別冊問答集」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問2－4「入院を原因としないで居住地が消滅した場合」に該当すると判断し、問2－4の答より、審査請求人に対する保護の実施責任が処分庁になくなつたと判断し、法第19条第1項の福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に該当しなくなつたため保護廃止を決定した旨主張しているが、問答集問2－4の該当箇所は、入院と関係ない理由（離婚）によって居住地が消滅した者についてまで従前の保護実施機関（A市）に実施責任を負わせる趣旨ではないとして、医療機関の所在地（現在地）を所管する保護の実施機関（B市）の保護の実施責任を厚生労働省が定めたものである。本件も入院とは関係ない理由●●●により居住地を失っている点は同じであるが、●●、入院前の時点での廃止であることから現在地としては●●●の●●●がある●●●である。
- (4) 令和●年●月●日、同月●日における処分庁（担当者、係長、課長補佐）への聴き取りにおいて、本件処分に際しての説明がなされたかという質問に対し「詳しいことはわからない。」との回答がされた。また、保護停止通知書は、いつ、どこへ出したのかという質問に対し、「わからない。」との回答がされた。後日になって、停止通知文書は、廃止通知文書とともに「令和●年

●月●日、●●●の医療機関に届けた。」との回答がされた。

このように、保護の停止処分が行われた日付（令和●年●月●日）、廃止処分が行われた日付（令和●年●月●日）より相当の期間が経過している時点で、審査請求人が入院している医療機関に、それぞれの決定通知書だけが届けられた状況が明らかになっている。法第26条では、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。

また、審査請求人の●●●ゆえに判断・理解能力が不十分であることを考慮すれば、その●●である代理人に対する説明が求められるべきところ、個人情報保護という口実で行われず、停止、廃止処分自体知らされていなかった。居住地消滅によって保護廃止になるとの行政庁の偏った解釈に立った場合でも、居住地を引き扱う予定の報告を受けていながら、居住地を引き扱うことが保護廃止につながる、との説明も審査請求人や代理人に対してなされず居住地の引き扱いを実際確認した令和●年●月になってから、過去に遡及する形で保護廃止処分が行われている。また、保護停止処分については、●●翌日（令和●年●月●日）に実施されながら、審査請求人、代理人には知らされておらず、翌年●月●日になって廃止通知とともに入院先の医療機関へ届けられている。

以上のとおり、法第26条に照らしても、速やかな決定、処分、書面通知が行われておらず、本人・家族への説明もまったく尽くされていないまま、過去に遡及した形での決定・処分・通知が行われており、生活保護法の運用手続きに則して、処分庁の決定・処分は違法であると結論づけられる。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 審査請求人は、令和●年●月●日時点で●●、●●が継続しており、その期間中に居住地の引き扱いを行った。この状況から処分庁の保護の実施責任についてどうなるか検討した結果、問答集問2-4「入院を原因としないで居住地が消滅した場合」に該当すると判断することができ、同問2-4の答により、審査請求人に対する保護の実施責任が処分庁に無くなつたと判断することとなり、法第19条第1項に該当しなくなつたことから、法第26条による廃止処分を行つたものである。
- (2) 本件処分については、審査請求人が、保護の必要性があると認識している者を、帰来先喪失だけを理由に保護廃止の行政処分は不当であると申し立てているものであるが、審査請求人は令和●年●月●日付けで居住地が消滅したことにより、処分庁の実施責任が無くなり、法第19条第1項に該当しなくなつたことで、廃止処分を行つたものである。審査請求人、代理人に対しては保護の実施責任が●●●に移つたことと、生活保護が必要な場合は●●●への申請が必要であることは伝達済みである。

よって、本件処分は適正な手続きを経て行った適法、正当な処分である。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第19条第1項及び第2項には保護の実施機関について、次のとおり規定している。

第1項「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45条）に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」

第2項「居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。」

(2) 法第25条第2項は次のように規定している。

「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めることは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」

(3) 法第26条は次のように規定している。

「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」

(4) 法第56条は次のように規定している。

「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されがちい。」

(5) 保護の停止又は廃止の取扱い基準について、課長通知の問（第10の12）において「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」の答において以下のように示されている。

「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

#### 1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一

応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

## 2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。」

## (6) 保護停止中における助言指導等

「生活保護法における保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11-3において保護停止中における助言指導等について次のように示されている。保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行う等、所要の措置を講ずること。

## (7) 停止決定とその期間

問答集問10-19において次のように示されている。

「保護の停止は、法第26条、第28条第5項又は第62条第3項の規定によって行われる。すなわち、(1) 被保護者が保護を必要としなくなったときは、実施機関はすみやかに保護の停止を行わなければならず、(2) 被保護者が保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条（同条第3項を除く。）のために必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は検診命令に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができ、(3) 被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、又は保護施設を利用する被保護者が、その施設の管理規定に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができる。」

## 2 本件処分について

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和●年●月●日に●●、●●●●●ことから、同年●月●日付けて、保護の停止決定処分を行った。

この点について、保護の停止処分自体に違法又は不当な点は見当たらない。

しかしながら、処分庁に対して、審理員が令和●年●月●日付けで送付した質問書に対する、処分庁からの同年●月●日付けの回答書（以下、「回答書」という。）によると、当該停止決定処分の通知書については、処分の相手方である審査請求人に直接交付されず、令和●年●月●日に審査請求人が入院する医療機関の担当者に渡されている。

この点については、法第26条の趣旨に反しており、手続に瑕疵があったものと判断する。

- (2) 処分庁は、令和●年●月●日付けで審査請求人宅が引き払われた旨を、令和●年●月●日に賃貸人への電話連絡により確認したとして、法第19条第1項に非該当として、法第26条に基づき、同年●月●日付け通知文書により、令和●年●月●日に遡って本件処分処分を行った。

この点については、令和●年●月●日は、審査請求人は●●●であり、●●●である●●●

に現在地を有していたため、仮に審査請求人宅に係る賃貸借契約が解除されていたとしても、同日において審査請求人は、「居住地がない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」として、法第19条第1項第2号に基づき、処分庁が保護の実施責任を負っていたものと解することができる。

したがって、本件処分は法第19条第1項第2号に反しているものと判断する。

また、当該廃止決定処分の通知書についても、上記（1）で述べた停止決定処分の通知書とともに、処分の相手方である審査請求人に直接交付されず、令和●年●月●日に審査請求人が入院する医療機関の担当者に渡されており、この点について、法第26条の趣旨に反しており、手続きに瑕疵があったものと判断する。

さらに、審査請求人自身は、賃貸借契約の解除手続きに係わっていなかつたのであるから、保護の変更又は決定にあたっては、処分庁が保護継続の必要性を検討するにあたり、代理人に対して、●●後の審査請求人の生活の意向や、新たな生活の拠点などの調査を行うべきものと思料されるが、そのような調査を行った記録は認められない。

なお、保護の停止又は廃止の取扱い基準の課長通知の間（第10の12）によれば、保護を廃止する場合の基準は、「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。このことから、保護を要しない状態が継続するか否かについて令和●年●月●日の●●後に調査、確認を行い、保護停止の解除・継続または保護廃止について検討する必要があったものと考えられる。しかし、処分庁による弁明書並びに回答書及び添付書類からは、そのような調査、確認及び検討を行った記録は認められない。

(3) 審査請求人は、令和●年●月●日に●●●●●●●から、●●●●●●●●●●●●●●●と  
ともに、同日、●●●●、●●●の医療機関に入院した。

この点について、局長通知第2の1（2）によれば、「入院前の居住地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負う（居住地保護の例による。）こと。」とされているが、処分庁による弁明書並びに回答書及び添付書類からは、入院後の帰来引受先について、十分な調査・確認を行った記録は認められない。

以上のことから、本件処分は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならない」とされている法第25条第2項の趣旨に反しているものと考えられる。

よって、本件処分は、違法であり、取消を免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月1日

審査庁 高知県知事 濱田 省司印